



国民健康保険・介護保険の 保険料額決定通知書を送ります

平成29年度の国民健康保険、介護保険の保険料額決定通知書は、**介護保険が6月14日(水)、国民健康保険が6月15日(木)**に発送予定です。
到達から2週間程度は区役所窓口が**非常に混み合います**。時期をずらしての来庁をお願いします。

国民健康保険の納付について

保険料の額は前年の収入額を基にするため、1年間の保険料の額が決定するのは、毎年収入額(市民税)が確定する6月になります。

普通徴収(納付書・口座振替)	特別徴収(年金からの天引き)
保険料の納期は、6月から翌年3月までの毎月(年10回)です。 納付書は 6月に保険料額決定通知書と同封して6月期分1枚を郵送します 。その後、7月に3枚(7・8・9月期分)、10月に3枚(10・11・12月期分)、1月に3枚(1・2・3月期分)を郵送します。	保険料を、世帯主が受給している公的年金からあらかじめ差し引いて納付する仕組みです。 世帯主の介護保険料が公的年金から特別徴収されているなど、要件に該当する世帯は、原則、特別徴収となります。詳しくは通知書と同封のチラシをご覧ください。

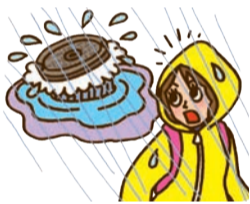
うっかり納め忘れてしまうと…

納期限を過ぎると「督促状」を発送します。機械的処理のため、督促状は納期限直後に納めた人にも発送されてしまいます。納付済みであるにもかかわらず督促状が届いた場合は、行き違いですのでご容赦ください。

☎ 問合せ 保険年金課 ☎ 411-7124 ☎ 322-1979



梅雨・台風シーズンに備えよう 急な大雨に注意!



街に降った雨は、下水道管や水路、道路側溝などを流れて河川に排水されます。

大雨で下水道管や水路がいっぱいになると河川に排水できず、マンホール等から水があふれてしまいます(「内水」といいます)。

内水ハザードマップを活用しよう

横浜市では、**1時間に76.5mm***の雨が降った場合に内水が発生する区域を、「内水ハザードマップ」にまとめています。

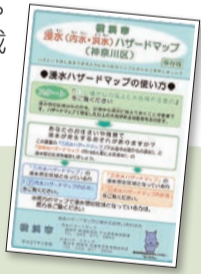
内水への日頃の備えや、大雨情報の見方等を掲載しています。

*約30年に1回降ると想定される雨量

内水ハザードマップ(神奈川区版)の入手方法

- 区役所総務課(本館5階501窓口)
- 横浜市ホームページ

HP www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/naisuihm/



大雨から身を守るために

- 路面の状況に注意しましょう。道路が冠水し始めたら、マンホールから雨水があふれ、ふたが外れる恐れがあります。
- 強い降雨が続いたり、道路の冠水が広がってきたりしたら、安全な場所(2階以上など)へ移動してください。
- 地下街や半地下住宅は浸水する危険性が高いので、早めに安全な場所へ移動してください。
- 地下駐車場は、水が一気に流れ込んでくる可能性があります。
- 地下状道路(アンダーパス)は、大雨時に冠水する可能性があるため、通行は避けましょう。



☎ 問合せ 総務課 ☎ 411-7008 ☎ 324-5904



手続き簡単! 手間いらず 市税・保険料は口座振替が便利

納期限が過ぎると、納める日までの日数に応じて延滞金がかかってしまいます。口座振替にしておく、手間もかからず忘れることもなく安心です。



口座振替ができる市税・保険料	振替方法
市民税・県民税(普通徴収分)	● 全期前納振替 (全額を第1期に一括振替)
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)	● 各期振替 (年4回納期限ごとに振替)
固定資産税(償却資産)	
国民健康保険料・介護保険料 ★年金からの天引き(特別徴収)がされる人を除く。	年10回の各期振替 (6~3月の毎月29日(2月は末日)に振替)
後期高齢者医療保険料 ★年金からの天引き(特別徴収)がされる人を除く。	年9回の各期振替 (7~3月の毎月29日(2月は末日)に振替)

※振替日が金融機関・郵便局の休業日のときは、前営業日になります。

申込方法

- 申込用紙は、市内の金融機関・郵便局にあります。
 - 納税通知書(保険料の場合は各保険証)、通帳、通帳届出印を持参し、口座のある金融機関・郵便局で申し込んでください。
- ※市税は、納期限の50日前までに申し込むと、その納期から振替が開始されます。
※保険料は、手続から1~2か月後に振替が開始になります。
※郵送でも口座振替の手続ができます。

市税についてはホームページから郵送専用の口座振替依頼書と封筒をダウンロードできます。

HP www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/dl/hurikae.html

☎ 問合せ 財政局納税管理課 ☎ 671-3747 ☎ 664-3030
保険年金課 ☎ 411-7124 ☎ 322-1979



夏が来る前に駆除しよう 家の周りの害虫対策

ハチの巣は早期発見・早期駆除

巣ができて始める4月から6月頃までは、巣も小さく、比較的安全に駆除できます。巣は、あっという間に大きくなります。夏前に駆除しましょう。

スズメバチ

攻撃性が強いので、業者による駆除をお勧めします。



アシナガバチ

攻撃性が弱いので、自分で駆除が可能な場合もあります。



⚠ 巣が作られやすい場所をチェック!
(垣根、植込みの中、天井裏、壁の中、戸袋の中など)

⚠ 区役所でハチ駆除用防護服を貸し出しています。

※区役所ではハチの巣の駆除は行っていません。

防護服▶



蚊(ヒトスジシマカ)を発生させないために

蚊は Dengue 熱などの感染症を媒介する可能性があります。蚊を発生させないように、家の周辺を点検しましょう。蚊は水の中で、早ければ1週間で成虫になります。

⚠ 発生源となる水を週に一度はひっくり返そう。



⚠ 定期的にはやぶや草むらを手入れして蚊のひそむ場所を減らそう。

★ 外出時には、蚊に刺されないように肌の露出は避け、虫よけ剤を使いましょう。

☎ 問合せ 生活衛生課 ☎ 411-7143 ☎ 411-7039

月一
防災・減災
イベント

防災・減災講演会「これであなたもお天気博士!? 気象予報士による天気と台風の話」

講師 田中専匠さん 日時 6月25日(日)13時30分~15時 会場 横浜市民防災センター(沢渡4-7) 申込み 当日直接

問合せ 神奈川消防署予防課 ☎ ☎ 316-0119